

一般社団法人千葉県歯科衛生士会 役員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県歯科衛生士会(以下「本会」という。)定款第21条及び第22条に基づく役員選挙等に関し、必要な事項を定める。

(役員選挙の時期)

第2条 役員選挙は、その任期満了の年に開催される定時総会において行う。

(選挙権の行使)

第3条 役員選挙における選挙権の行使は、定款第〇条の規定にかかわらず、委任を認めない。

(選挙事務の管理)

第4条 役員選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、議場においては、総会議長(以下「議長」という。)の指揮下に入る。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙管理委員会は、委員3人をもって構成し、委員の互選により、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 選挙管理委員会は、本会事務所に置く。

3 選挙管理委員(以下「委員」という。)は、定款第6条及び第7条に定める会員の中から、理事会の議を経て会長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年間とし、委嘱された年の4月1日をもって始期とする。

5 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

6 委員は、その在任中において、定款第21条に定める役員の立候補者となり、また、本規程第11条に定める立候補者推薦人になることはできない。

(選挙管理委員会の業務)

第6条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補者の受付及び資格審査
- (3) 立候補者の公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効及び無効の判定
- (6) 選挙結果に基づく当選者の決定及び報告

(7) 選挙録の作成

(8) その他、役員選挙に必要な事項

(選挙の告示)

第7条 会長は、理事会の決議により、選挙人である会員に対し、役員選挙の期日を告示する。

2 前項の告示は、役員選挙の期日50日前までに行う。

(選挙人及び選挙人名簿)

第8条 役員選挙の選挙人は、定款第6条及び第7条に定める会員にして、選挙期日の90日前までに入会の承認を受けた会員とする。

2 選挙管理委員会は、前項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(被選挙人の資格)

第9条 役員選挙の被選挙人は、定款第○条及び第○条に定める会員にして、立候補の公示日において会員である者とする。

(立候補の届出)

第10条 役員候補者(以下「候補者」という)は、選挙期日前30日までに文書でその旨を本会に届出る。

2 届出は、期日前30日の10時から15時までに、本会事務局に到着しなければならない。

(推薦候補の届出)

第11条 会員を候補者に推薦しようとするときは、前条に規定する期間内に文書でその推薦の届出をすることができる。

(立候補の届出書または推薦候補の届出書に記載する事項等)

第12条 候補者の届出書には、候補者になろうとする者の氏名、生年月日、住所、勤務先の名称及び所在地並びに略歴を記載し、かつ候補者の立候補趣意書を添える。

2 推薦候補の届出書には、前項に規定する事項のほか、会員である推薦者2名以上の者が、その氏名、生年月日及び住所を記載し、押印のうえ、かつ候補者の承諾書を添える。

(届出書受理の通知及び告示)

第13条 選挙管理委員会は、前条に規定する候補者の届出を受けたときは、届出書類を審査し、不備がないと認められた場合は、当該立候補者及び推薦届出の代表者に対して、受理を通知する。

2 選挙管理委員会は、届出の締め切り後、速やかに候補者一覧表を作成し、選挙人である会員に通知する。

(候補者の辞退届)

第14条 候補者であることを辞退しようとするときは、投票の14日前までに本会に届出なければならない。

(選挙の方法及び当選者の決定方法)

第15条 選挙は、総会において、選挙人である会員の無記名投票により行う。

2 候補者の数が、定款第21条の定数を超えない場合は信任投票とし、選挙人である総会出席者の過半数の同意をもって当選者とする。3 候補者の数が、定款第21条の定数を超える場合は、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選者とする。ただし、定数枠の最後の者の得票の数が同じときは、出席者により単記投票で当選者を決定する。

4 信任投票は、所定の投票用紙を用い、信任する候補者の氏名の所定の欄に○の記号を記載して投票する。

5 定数枠の最後の者の得票の数が同じ場合の単記投票は、所定の投票用紙に1名の候補者の氏名を記載して投票する。

6 選挙管理委員会は、議長の指示により次の事務を行う。

(1) 議場を閉鎖する。

(2) 選挙人である会員を確認し、投票用紙を配布する。

(3) 投票開始前に投票箱を点検し、投票に立会う。

(4) 投票終了後、投票もれのないことを確認し、投票が終わった旨を議長に報告し、議長が投票終了を宣告してから投票箱を閉鎖する。

(5) 開票事務は、選挙管理委員長長の指揮し、次により行う。

ア 投票総数を確認する。

イ 有効投票と無効投票の分類を行う。

ウ 候補者毎の信任投票数または単記投票数を集計し、投票用紙を保管する。

エ 集計結果を開票録に記録し、選挙管理委員長が署名、押印のうえ議長に報告する。

(無効投票)

第16条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの。

(2) 信任投票の場合、所定の○の記号の記載方法によらないもの。

(3) 単記投票の場合、候補者以外の氏名を記載したもの。

(4) 単記投票の場合、数名を記載したもの。

(5) 他事を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りではない。

(6) 何人を記載したか確認できないもの。

(当選者の決定と報告)

第17条 議長は、本規程第15条により選挙管理委員長から報告を受けたときは、当選者を決定し、直ちに会長及び議場に報告する。

(当選者の告示)

第18条 前条の報告を受けた会長は、会員に対し、当選者を本会ホームページ及び直近に発行する会報に掲載し、報告する。

(選挙録の提出及び保存)

第19条 選挙管理委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを2年間保存しなければならない。

2 選挙録は、選挙管理委員全員がこれに捺印しなければならない。

(補欠役員の選任)

第20条 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を理事会で選任し、総会で承認を得る。

(補則)

第21条 本規定に定めるものの他、必要な事項については理事会で定める。

(準用規定)

第22条 役員の選挙のほか、本会における選挙については、この規程を準用することができる。

付則

1 本規定は、平成23年1月22日から施行する。